

○三条地域水道用水供給企業団職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和54年 2月17日

条例第2号

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員のサービスの宣誓）

第2条 新たに職員になった者は、任命権者の面前において別記様式による宣誓を行い、かつ宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

（権限の委任）

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

㊟